

ヒアリングについて

1. ヒアリング対象先

・国（人事当局）	6 省庁
・国（職員団体）	3 団体
・地方自治体首長	3 人（県知事、市長、町村長）
・地方自治体（人事当局）	4 団体（東京都、県、市、町村）
・地方自治体（当局：市場化テスト等を中心に）	3 団体（県、2 市）
・地方自治体（職員団体）	3 団体（県、市、町村）
・独立行政法人（人事当局）	2 法人
・独立行政法人（労働組合）	1 団体
・国立大学法人（人事当局）	1 法人
・民間企業（人事当局）	3 社（製造業、公益事業、旧 3 公社）
・民間企業（労働組合）	1 団体（旧 3 公社）

2. スケジュール（各回、2 時間 30 分程度を目途）

日程	A グループ	B グループ	C グループ
1月18日 午前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県(人事当局) ・ 市長 ・ 町村(職員団体) ・ 東京都(人事当局) ・ 市(当局(市場化テスト等を中心に)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市(人事当局) ・ 町村長 ・ 県(職員団体) ・ 民間企業(製造業(人事当局)) ・ 市(当局(市場化テスト等を中心に)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町村(人事当局) ・ 知事 ・ 市(職員団体) ・ 民間企業(旧 3 公社(人事当局)) ・ 県(当局(市場化テスト等を中心に))
2月6日 午後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国(人事当局) ・ 国(人事当局) ・ 国(職員団体) ・ 国立大学法人(人事当局) ・ 民間企業(公益事業(人事当局)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国(人事当局) ・ 国(人事当局) ・ 国(職員団体) ・ 特定独立行政法人(人事当局) ・ 民間企業(旧 3 公社(組合)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国(人事当局) ・ 国(人事当局) ・ 国(職員団体) ・ 独立行政法人(人事当局) ・ (特定)独立行政法人(組合)
第 6 回	各小委員会におけるヒアリング結果報告（専門調査会の開催）		

3. グループ分け (は小委員会における主査、主査を除き五十音順)

A (5人)	B (6人)	C (6人)
佐々木座長	清家座長代理	西村委員
朝倉委員	内海委員	薄井委員
稲継委員	川戸委員	岡部委員
加藤委員	古賀委員	小幡委員
丸山委員	西尾委員	田島委員
	松本委員	御厨委員

4. 小委員会の設置について

別添 1 のとおり

5. 事前質問項目

別添 2 のとおり

行政改革推進本部専門調査会小委員会設置規程(案)

平成18年12月18日

行政改革推進本部専門調査会座長決定

1 小委員会の設置

行政改革推進本部専門調査会に3つの小委員会を設置する。

2 小委員会の任務

小委員会は、座長が指定する機関、団体等を対象にヒアリングを行う。

3 小委員会の構成

- (1) 小委員会は、行政改革推進本部専門調査会委員をもって構成する。
- (2) それぞれの小委員会を構成する委員は、座長が指名する。
- (3) それぞれの小委員会に主査をおき、座長がこれを指名する。
- (4) 主査に事故があるときは、座長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 専門調査会への報告

各主査は、ヒアリング終了後、その結果を専門調査会において報告するものとする。

5 小委員会の公開

- (1) 記者の傍聴はできるものとし、筆記を認める。
- (2) 主査は、原則として小委員会終了後、速やかに会議の資料を公表するものとする。ただし、主査が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を公表しないものとすることができる。
- (3) 主査は、小委員会終了後、速やかに議事要録を公表するものとする。

6 雑則

本規程に定めるもののほか、議事の手続その他の小委員会の運営に関し必要な事項は、主査が小委員会に諮って定めるものとする。

行政改革推進本部専門調査会小委員会の構成について（案）

平成18年12月18日

行政改革推進本部専門調査会座長決定

行政改革推進本部専門調査会小委員会設置規程（平成18年12月18日行政改革推進本部専門調査会座長決定）第3項に基づき、小委員会の委員及び主査を以下のとおり決定する。

Aグループ

佐々木 毅（主査）

朝倉 敏夫

稲継 裕昭

加藤 丈夫

丸山 建藏

Bグループ

清家 篤（主査）

内海 房子

川戸 恵子

古賀 伸明

西尾 勝

松本 英昭

Cグループ

西村 健一郎（主査）

薄井 信明

岡部 謙治

小幡 純子

田島 優子

御厨 貴

（委員は、主査を除き五十音順）

(参考)

行政改革推進本部専門調査会会議規則

(座長)

第一条 専門調査会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は会務を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第二条 専門調査会は、座長が招集する。

2 会議の招集に当たっては、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

(議事)

第三条 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の運営については、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(会議の公開)

第四条 会議は非公開とする。

2 座長は、原則として会議終了後速やかに会議の資料を公表するものとする。

3 座長は、会議終了後速やかに議事概要を公表するものとする。

4 座長は、原則として会議の議事録を公表するものとする。

(庶務)

第五条 会議の庶務は、総務省及び厚生労働省等関係機関の協力を得て行政改革推進本部事務局において処理する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

主な事前質問事項(事前に文書で回答を作成)(案)

1 国、地方公共団体(人事当局)

(基礎事項)

業務内容、職員数、組織構成(地方支分部局・施設等機関など)、組合数、組合員数、組織率、在籍専従者数

- ・人事管理の業務全般の内容
- ・労使関係、団体交渉等の状況
- ・現状の労使関係の課題・今後の人事管理、労使関係、労働基本権の在り方等についての意見
- ・その他(公務員の在り方、公務員制度改革、分限処分の在り方等についての意見)

2 地方公共団体(市場化テスト等関係)

(基礎事項)

業務内容、職員数、組織構成(出先機関・施設等機関など)、当該自治体における民間委託等の状況

- ・市場化テスト、指定管理者制度、民間委託等の状況について
- ・公務員が担うべき業務についての考え方について
- ・公務を民間企業等が担うことになった場合の適切な実施の確保の方法

3 知事・市長・町村長

- ・今後とも官として行っていくべき業務と今後は民に任せるべき業務との整理について
- ・現状の人事管理、労使関係に関する評価
- ・今後の人事管理、労使関係、労働基本権の在り方等についての意見
- ・その他(公務員の在り方、公務員制度改革、分限処分の在り方等についての意見)

4 (特定)独立行政法人、国立大学法人

(基礎事項)

業務内容、職員数、採用(制度)、組合数、組合員数、組織率、在籍専従者数

- ・独法化・国立大学法人化されたことによる変化(業務上・人事管理上・その他)
- ・人事当局の人事管理業務全般
- ・労使関係、団体交渉、協約締結等の状況

- ・現状の労使関係の課題、今後の在り方等についての意見
- ・(独法のみ)その他(公務員の在り方、公務員制度改革、分限処分の在り方等についての意見)

5 職員団体・労働組合(国・地方公共団体・独立行政法人)

(基礎事項)

組織の概要、人数、組織率、在籍専従者数

- ・(独法のみ)独法化されたことによる変化(業務上・人事管理上・その他)
- ・職員団体・労働組合の活動状況全般
- ・労使関係、団体交渉等の状況
- ・現状の労使関係の課題、今後の労使関係、労働基本権の在り方等についての意見
- ・その他(公務員の在り方、公務員制度改革、分限処分の在り方等についての意見)

6 民間企業(公益事業、旧3公社、製造業)

(基礎事項)

業務内容、職員数、人事制度全般、組合数、組合員数、組織率、在籍専従者数

- ・人事当局の業務内容全般
- ・労使関係、団体交渉、協約締結等の状況
- ・現在の労使関係の課題
- ・労使協議制の実態
- ・(旧3公社)民営化に伴う変化(業務上・人事管理上・その他)
- ・(公益企業)争議行為の規制等とその実態

7 労働組合(旧3公社)

(基礎事項)

組織の概要、人数、組織率、在籍専従者数

- ・民営化に伴う労使関係の変化
- ・労働組合の活動内容全般
- ・労使関係、団体交渉、協約締結等の状況
- ・現在の労使関係の課題
- ・労使協議制の実態

以 上